

「香川県 ICT 活用工事（土工） 試行要領」 Q & A

Q 1 要領第2条の施工プロセスの一部の段階に ICT 施工技術の活用を考えているのですが、ICT 活用工事に該当しますか。

また、施工者希望型による ICT 活用工事の対象工事になっていますが、ICT に関する必要な経費は計上してくれますか。

A 1 施工者希望型の場合、試行要領第6条に定める、一部の段階において ICT 施工技術を活用する場合は、ICT 活用工事に該当します。実施した施工プロセスについては、積算要領に基づき、変更契約時に必要経費を計上します。

また、発注者指定型の場合は、工事発注時に ICT に関する必要な経費を計上していることから、①～⑤※全ての施工プロセスの段階で ICT 施工技術を活用する必要があります。

※①3次元起工測量、②3次元設計データ作成、③ICT 建設機械による施工、④3次元出来形管理等の施工管理、⑤3次元データの納品

Q 2 要領第4条の「その他の工事」について教えてください。

A 2 「その他の工事」は、通常工事として発注された工事でも、契約後、受注者から ICT 施工技術の活用の希望があった場合、発注者が実施内容について確認し、適否を判断するものです。

その結果、ICT 活用工事として実施する場合の手続きは、「施工者希望型」と同じです。詳しくは、ICT 活用工事の実施手続きフローを参照してください。

Q 3 「作業土工（床掘）」、「付帯構造物設置工」について教えてください。

A 3 「作業土工（床掘）」、「付帯構造物設置工」は、ICT 土工の関連工種であるため、ICT 土工の施工者希望型で発注された工事で ICT を活用する場合、監督員と協議を行い、発注者が認めた場合に実施することができます。

また、ICT 土工として発注された工事以外でも、同様に取扱うこととします。それぞれに試行要領を定めていますので、詳細は各試行要領で確認してください。

Q 4 要領第7条「別表1 準用する基準等」で、どこか参考にするサイト等はないですか。

A 4 四国地方整備局 i-Construction 推進本部のウェブサイト「ICT 施工関連の基準類」を参考にしてください。

<https://www.skr.mlit.go.jp/kikaku/iconstruction/kijun.html>

Q 5 要領第7条の「原則、受注者に従来手法による施工管理（二重管理）を求めない」とは、どういうことですか。

A 5 ICT 土工の施工管理手法は、従前行ってきた土工の施工管理手法と異なり、適用する基準「土木工事施工管理基準及び規格値」も異なります。

よって、受注者が3次元出来形管理による施工管理を実施する場合は、従前行ってきた土工の施工管理を行わないことから、工事監督員及び工事検査員は、従前の施工管理を求めないものとします。

ICT 土工の出来形管理については、現場状況を鑑みて、面管理又は管理断面及び変化点の計測による出来形管理が選択できます。

Q 6 要領第3条の「ICTによる土工の適用範囲」とは、どういうことですか。

A 6 「ICTによる土工の適用範囲」は、土木工事標準積算基準書の（共通編）第1章 土工 ②-2 土工（ICT）によるものとし、土工の軟岩、硬岩掘削は、ICTによる土工の適用範囲外になります。

Q 7 要領第3条の「他工事の進捗の影響を受ける工事」を、具体的に示してほしい。

A 7 「他工事の進捗の影響を受ける工事」とは、建設発生土を工事間流用する必要があり、当該工事の土工進捗が、建設発生土搬出側の工事進捗の影響を受ける工事などを想定しています。

Q 8 要領第3条の「適用対象外とする工事」を、具体的に示してほしい。

A 8 施工後に撤去される工事用道路等の仮設構造物やラウンディング法面、すりつけ箇所等を想定しています。

Q 9 要領第2条第3項の「施工現場の環境条件により、ICT建設機械による施工が困難」とは、具体的にどういうことですか。

A 9 砂防工事といった山奥での作業において、衛星を常に受信しながら円滑な施工、出来形管理を行うことが困難である場合を想定しています。

Q 10 要領第6条施工者希望型のうち一部の段階においてICT施工技術を活用する2)「受注者自らが実施（内製化）」とは、具体的にどこまでの内容が認められますか。

A 10 受注者は、3次元設計データ作成を外注せず、工事に直接的かつ恒常的な雇用関係のある者により実施することとします。ただし、外部からの指導員の受入れ（費用は受注者負担）については差し支えありません。

また、3次元設計データ作成については、検査対象とはなりません。

Q 1 1 ICT 土工において、盛土の敷均しを 3 次元 MG 又は MC のブルドーザ以外の機械で施工した場合、ICT 活用工事の対象となりますか。

A 1 1 ICT 活用工事の対象となります。ICT 活用工事（土工）では 3 次元 MC 又は 3 次元 MG 建設機械、ICT 活用工事（土工 1,000m³ 未満）及び ICT 活用工事（小規模土工）では 3 次元 MG 建設機械による施工を ICT 活用工事の対象としています。

Q 1 2 A11 の場合、ICT 建設機械による施工に要する費用は計上されますか。

A 1 2 施工幅員 4.0m 以上については、路体盛土（ICT）又は路床盛土（ICT）の施工パッケージ単価を計上します。また、施工幅員 4.0m 未満については、3 次元 MG 又は 3 次元 MC のバックホウの見積り単価の妥当性が確認できた場合は見積り単価を計上することとし、妥当性が確認できなかった場合は通常の路体盛土又は路床盛土の施工パッケージ単価を計上します。

Q 1 3 ICT 活用工事（土工 1,000m³ 未満）について、要領第 3 条に砂防土工の記載がありませんが、対象外となるのでしょうか。

A 1 3 ICT 活用工事（土工 1,000m³ 未満）では対象外となります。

Q 1 4 施工者希望型による ICT 活用工事（土工）の対象工事となっていますが、一部区間のみ ICT 施工技術を活用することは可能でしょうか。

A 1 4 要領第 6 条に記載のとおり、ICT 活用工事計画書に記載した内容について発注者と協議を行い、発注者が認めた場合に活用が可能となります。ただし、対象となる土工量が 1,000m³ 未満となる場合は、ICT 活用工事（土工 1,000m³ 未満）の要領第 4 条に記載の「その他の工事」として、発注者との協議が必要となります。

Q 1 5 ICT 施工技術を活用する範囲が、ICT 活用工事（土工 1,000m³ 未満）及び ICT 活用工事（小規模土工）の両方に該当する場合、どちらの要領を適用することになるのでしょうか。

A 1 5 ICT 活用工事計画書に適用する工種を記載し、発注者との協議により、決定してください。